

全ての働く人々に安全・健康を  
～Safe Work , Safe Life～



中災防

製造業における職長の能力向上教育の講師養成  
オンライン講座

# A7 関係法令に係る改正の動向

中央労働災害防止協会

# 「製造業における職長の能力向上教育」の 「実行カリキュラム」の要件

科 目	範 囲	時 間
(1) 職長として行うべき労働災害防止及び労働者に対する指導又は監督の方法に関すること	A 基本項目(必須) (A1) 職長の役割と職務 (A2) 製造業における労働災害の動向 (A3) 「リスク」の基本的考え方を踏まえた職長として行うべき労働災害防止活動 (A4) 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置 (A5) 異常時等における措置 (A6) 部下に対する指導力の向上(リーダーシップなど) <b>(A7) 関係法令に係る改正の動向</b>	120分以上
	B 専門項目(選択) (B1) 事業場における安全衛生活動 (B2) 労働安全衛生マネジメントシステムの仕組み (B3) 部下に対する指導力の向上(コーチング、確認会話など)	必要な時間
(2) グループ演習	C 以下の項目のうち、1以上について実施すること。 (C1) 職長の職務を行うに当たっての課題 (C2) 事業場における安全衛生活動(危険予知訓練など) (C3) 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置 (C4) 部下に対する指導力の向上(リーダーシップ、確認会話など)	120分以上
合 計		360分以上

## 「A 7 関係法令に係る改正の動向」の概要①

### 1 教育のねらい

職長への就任時の安全衛生教育を受けて以降、法令改正などの国の安全衛生を確保するための仕組みにどのような変更があったのかについての理解を促すことにより、その時々々の社会情勢の変化を踏まえての労働災害防止に向けての取組を的確に進めることができる職長を育てる。

## 「A 7 関係法令に係る改正の動向」の概要①

### 2 教育内容

労働安全衛生法の改正は、概ね5年程度ごとに行われていること等を踏まえて、**過去5年程度の期間において、法令改正などの国の安全衛生を確保するためのしくみにどのような変更があったのかについての理解を促すために必要な教育を行う。**

※ 就任時の職長教育の教育事項との関係では、能力向上教育独自の教育内容

※ 職長の担当職場における**具体的な職務に直結する法令改正**については、**法令改正が施行される時点で、直ちに教育を行うことが望ましい。**  
(例えば、高所作業を行う職場におけるフルハーネス型の墜落制止用器具の義務化など)

## 「A 7 関係法令に係る改正の動向」の教育内容（具体例）

- 1 労働安全衛生法の改正（2014年）
  - ①化学物質のリスクアセスメントの義務化（2016年施行）
  - ②ストレスチェックの義務化（2015年施行）
  - ③受動喫煙防止措置の努力義務化（2015年施行）
- 2 第13次労働災害防止計画（2018年度～2022年度までの5年間）
- 3 働き方改革関連法（2019年4月施行）
- 4 フルハーネス型の墜落制止用器具（旧「安全帯」）の義務化（2019年2月施行）
- 5 高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）の策定（2020年3月）

# 1 労働安全衛生法の改正（2014年）

- (1) 化学物質のリスクアセスメントの義務化(2016年施行)
- (2) ストレスチェックの義務化(2015年施行)
- (3) 受動喫煙防止措置の努力義務化(2015年施行)

## 労働安全衛生法が改正されます

～平成26年中から平成28年6月までの間に順次施行～

化学物質による健康被害が問題となった胆管がん事案の発生や、精神障害を原因とする労災認定件数の増加など、最近の社会情勢の変化や労働災害の動向に即応し、労働者の安全と健康の確保対策を一層充実するため、「労働安全衛生法の一部を改正する法律」（平成26年法律第82号）が平成26年6月25日に公布されました。

改正項目は7項目あり、項目ごとに施行時期が異なりますので、ご留意下さい。

1

### 化学物質について リスクアセスメントの実施が義務となります

■施行日 平成28年6月までに施行される予定（今後政令で規定）

○一定の危険性・有害性が確認されている化学物質<sup>※1</sup>による危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）の実施<sup>※2</sup>が事業者の義務となります。

※1 労働安全衛生法第57条の2及び同法施行令第18条の2に基づき、安全データシート(SDS)の交付義務対象である640物質。

※2 リスクアセスメントの実施時期については、新規に化学物質を採用する際や作業手順を変更する時など、従来の労働安全衛生法第28条の2に基づくリスクアセスメントの実施時期を基本に、今後省令で定める予定。

○事業者には、リスクアセスメントの結果に基づき、労働安全衛生法令の措置を講じる義務<sup>※3</sup>があるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するために必要な措置を講じることが努力義務<sup>※4</sup>となります。

※3 リスクアセスメントの結果に基づく措置は、労働安全衛生法に基づく労働安全衛生規則や特定化学物質障害予防規則等の特別規則に規定がある場合は、当該規定に基づく措置を講じることが必要。

※4 法令に規定がない場合は、結果を踏まえた事業者の判断により、必要な措置を講じることが努力義務。

○上記の化学物質を製造し、又は取り扱う全ての事業者が対象です。

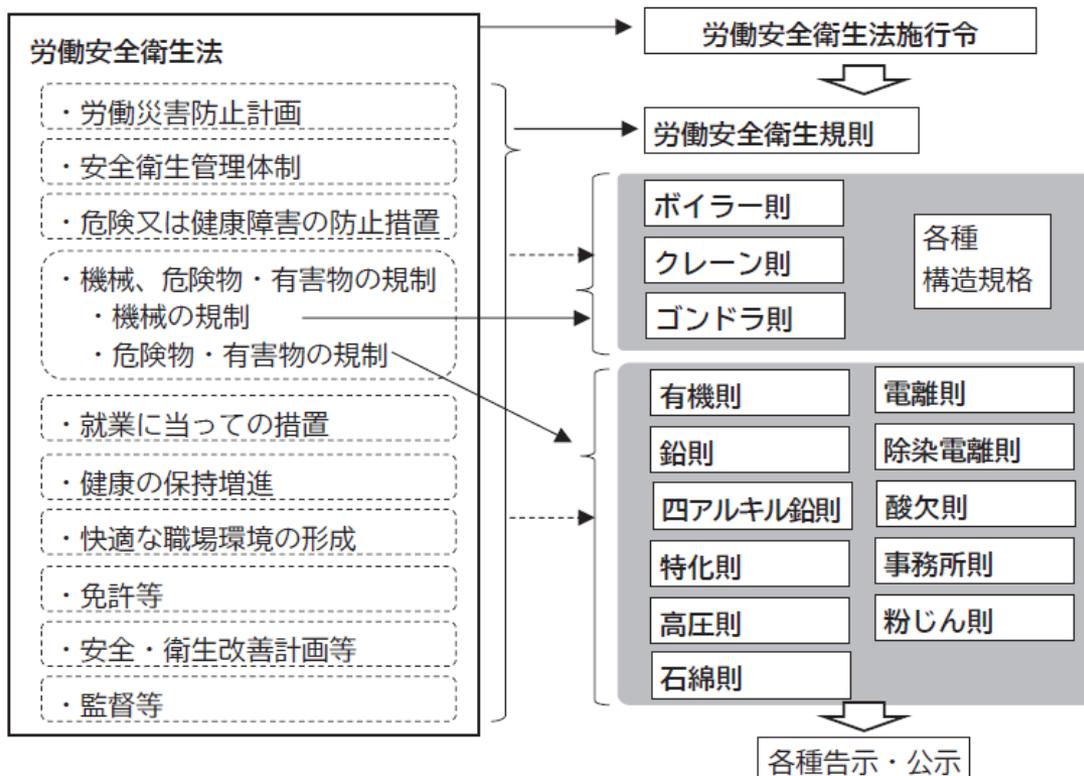
※ リスクアセスメントの具体的な実施時期、実施方法等は、今後省令、指針で定める予定。

化学物質のリスクアセスメントには、実施支援ツール「化学物質リスク簡易評価法」（コントロール・バンディング）をご活用ください！

○「コントロール・バンディング」は、以下のウェブサイトから無料で利用できます。  
[http://anzeninfo.mhlw.go.jp/ras/user/anzen/kag/ras\\_start.html](http://anzeninfo.mhlw.go.jp/ras/user/anzen/kag/ras_start.html)

○使用されている化学物質の安全データシート（SDS）をお手元にご用意いただければ、化学物質に詳しくない方でも、簡単にリスクアセスメントが実施できます。

## 労働安全衛生法令の体系



# ストレスチェック制度 導入マニュアル

簡単!

2015年12月から  
義務づけ

## コンテンツ

ストレスチェックって何ですか？

何のためにやるのでしょうか？

いつまでに何をやればいいのか？

導入前の準備

ストレスチェックの実施

面接指導の実施と就業上の措置

職場分析と職場環境の改善

何に気をつければいいのか？

プライバシーの保護

不利益取扱いの防止

## 職場の受動喫煙防止対策

すすめていますか？

# たばこの煙から働く人を守る 職場づくり

空気のきれいな  
体に優しい



### 受動喫煙とは……

室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸われることをいいます。

## ● 知ってほしい受動喫煙の害 ●



子どもへの影響も大

受動喫煙によって引き起こされる体への害

肺がん、急性心筋梗塞などの虚血性心疾患、乳幼児突然死症候群、子どもの呼吸器感染症や聴覚障害の発症など

年間約6,800人

受動喫煙による死亡者数の推計

受動喫煙による肺がんと虚血性心疾患の死亡数は、年約6,800人。そのうち職業での受動喫煙が原因とみられるのは約3,600人。厚生労働省の調査(19歳のたばこ喫煙の歴史)に基づき算出

平成22年6月18日に閣議決定された「新成長戦略」では、2020年までの目標として、「受動喫煙の無い職場の実現」が掲げられています。厚生労働省では、この目標の達成に向け、事業者の取組を促進するため、職場別設置の助成・財政的支援、受動喫煙防止対策に関する技術的な問い合わせに対応する専門家による相談対応などの技術的支援を行うこととしています。さらに、関係団体、労働関係者、労使等から構成される円卓会議を開催し、業種別の取組内容や業種別のコンセンサスの形成のための取組等について協議することとしています。このパンフレットでは、事業者の皆様への知っておいていただきたい、またぜひ取り組んでいただきたい内容について、分かりやすく解説しています。

## 2 第13次労働災害防止計画（2018年度～2022年度までの5年間）

### (1) 概要

「労働災害防止計画」は、労働災害を減少させるために国が重点的に取り組む事項を定めた中期計画（5年ごとに策定）。

### (2) 計画の目標

- ① 死亡者数：15%以上減少（2017年と比較して、2022年までに）
- ② 死傷者数（休業4日以上）：5%以上減少（2017年と比較して、2022年までに）

### (3) 8つの重点事項

- ① 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進
- ② 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進
- ③ 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進
- ④ 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進
- ⑤ 化学物質等による健康障害防止対策の推進
- ⑥ 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化
- ⑦ 安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進
- ⑧ 国民全体の安全・健康意識の高揚等

# 第13次 労働災害防止計画 (2018年度～2022年度)

## 第13次労働災害防止計画(概要)

計画期間:2018年4月1日～2023年3月31日

### 計画の目標

#### 全体

死亡災害:15%以上減少

死傷災害:5%以上減少

#### 業種別

建設業、製造業、林業 : 死亡災害を15%以上減少

陸上貨物運送事業、小売業、社会福祉施設、飲食店 : 死傷災害を死傷年千人率で5%以上減少

#### その他目標

- 仕事上の不安・悩み・ストレスについて、職場に事業場外資源を含めた相談先がある労働者の割合を90%以上(71.2%:2016年)
- メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上(56.6%:2016年)
- ストレスチェック結果を集団分析し、その結果を活用した事業場の割合を60%以上(37.1%:2016年)
- 化学品の分類及び表示に関する世界調和システム(GHS)による分類の結果、危険有害性を有するとされる全ての化学物質について、ラベル表示と安全データシート(SDS)の交付を行っている化学物質譲渡・提供者の割合を80%以上(ラベル表示60.0%、SDS交付51.6%:2016年)
- 第三次産業及び陸上貨物運送事業の腰痛による死傷者数を2017年と比較して、2022年までに死傷年千人率で5%以上減少
- 職場での熱中症による死亡者数を2013年から2017年までの5年間と比較して、2018年から2022年までの5年間で5%以上減少

#### 8つの重点事項

- (1) 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進
- (2) 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進
- (3) 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進
- (4) 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進
- (5) 化学物質等による健康障害防止対策の推進
- (6) 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化
- (7) 安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進
- (8) 国民全体の安全・健康意識の高揚等

(出典)厚生労働省HP

### 3 働き方改革関連法（2019年4月施行）

#### (1) 目的

長時間労働をなくし、年次有給休暇を取得しやすくして、「働き過ぎ」を防ぎ健康を守ることによって、働く人の実情に合わせた「ワーク・ライフ・バランス」と「多様で柔軟な働き方」の実現を目指して、働き方改革が行われました。

#### (2) ポイント

- ① 時間外労働の上限の罰則付き規制
- ② 5日間以上の年次有給休暇の取得の義務付け
- ③ 中小企業の月60時間超の残業の割増賃金率の引き上げ
- ④ 労働時間の状況を客観的に把握するよう企業に義務付け
- ⑤ 「勤務間インターバル」制度の導入の促進
- ⑥ 「フレックスタイム制」の拡充
- ⑦ 「産業医・産業保健機能」の強化
- ⑧ 「高度プロフェッショナル制度」の新設

# 働き方改革

～ 一億総活躍社会の実現に向けて ～

働く方々がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等のための措置を講じます。

## 働き方改革全体の推進

ポイント

I

### 労働時間法制の見直し

P 3・4参照

働き過ぎを防ぐことで、働く方々の健康を守り、多様な「ワーク・ライフ・バランス」を実現できるようにします。

▶▶ より詳しくは、P7以降をご覧ください。

ポイント

II

### 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

P 5・6参照

同一企業内における正社員と非正規社員の間にある不合理な待遇の差をなくし、どのような雇用形態を選択しても「納得」できるようにします。

▶▶ より詳しくは、P17以降をご覧ください。



別紙 1

## 労働時間法制の見直しについて

(労働基準法、労働安全衛生法、労働時間等設定改善法の改正)

### 見直しの目的

「働き過ぎ」を防ぎながら、「ワーク・ライフ・バランス」と「多様で柔軟な働き方」を実現します

- ⇒ 長時間労働をなくし、年次有給休暇を取得しやすくする、等によって、個々の事情にあった多様なワーク・ライフ・バランスの実現を目指します。
- ⇒ 働き過ぎを防いで健康を守る措置をしたうえで、自律的で創造的な働き方を希望する方々のための、新たな制度をつくります。

### 見直しの内容

	(掲載ページ)
① 残業時間の上限規制	8
② 「勤務間インターバル」制度の導入促進	10
③ 年5日間の年次有給休暇の取得（企業に義務づけ）	10
④ 月60時間超の残業の、割増賃金率引上げ	11
⑤ 労働時間の客観的な把握（企業に義務づけ）	11
⑥ 「フレックスタイム制」の拡充	12
⑦ 「高度プロフェッショナル制度」を創設	13
⑧ 産業医・産業保健機能の強化	15

### 施行期日

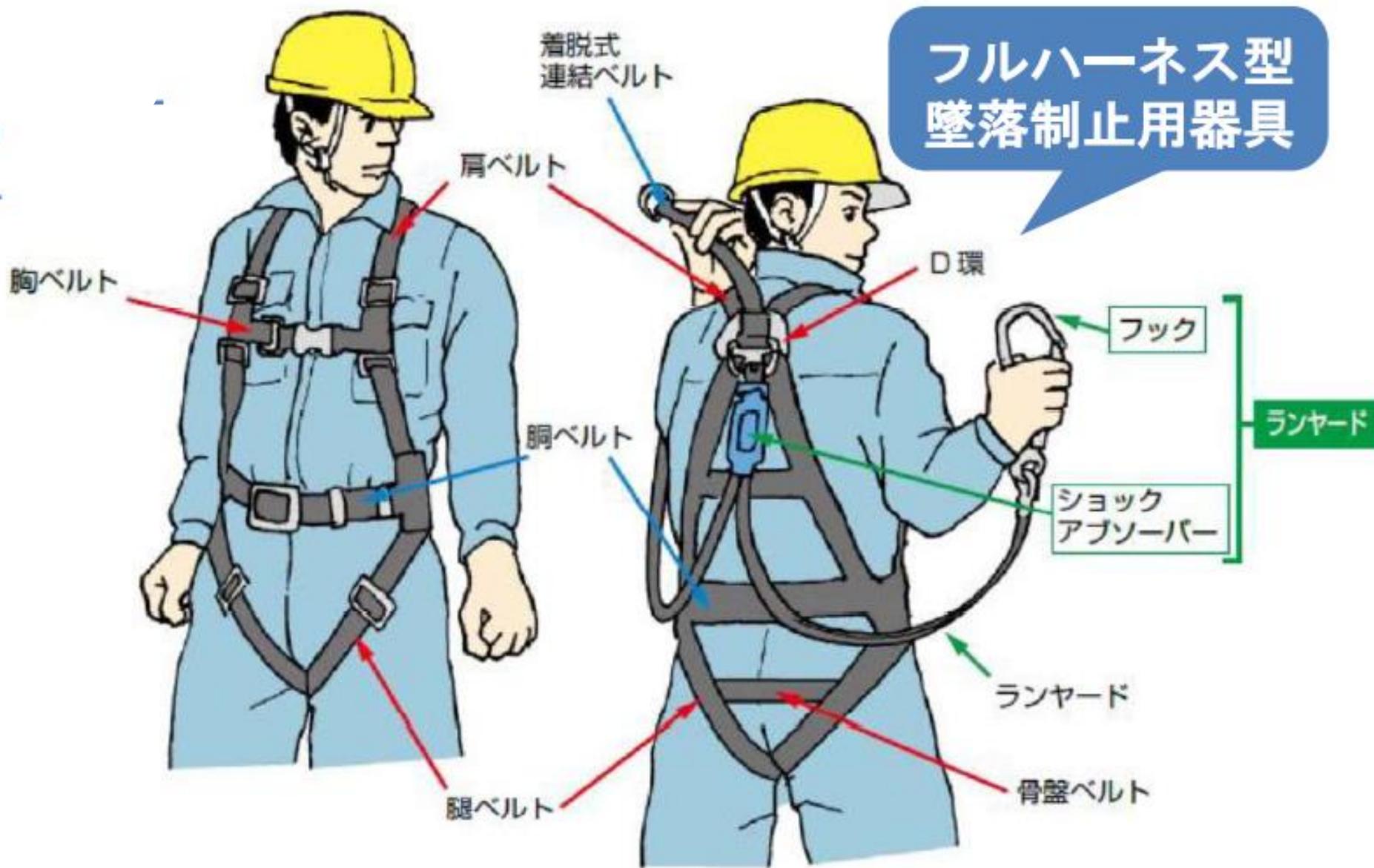
2019年4月1日

※中小企業における残業時間の上限規制の適用は2020年4月1日

※中小企業における月60時間超の残業の、割増賃金率引上げの適用は2023年4月1日



#### 4 フルハーネス型の墜落制止用器具（旧「安全帯」）の義務化（2019年2月施行）



## 4 フルハーネス型の墜落制止用器具（旧「安全帯」）の義務化（2019年2月施行）

**(1)「安全帯」の名称が「墜落制止用器具」に改正されました。**

なお、従来の「安全帯」には、①胴ベルト型（一本つり）、②胴ベルト型（U字つり）、③ハーネス型（一本つり）が含まれますが、「墜落制止用器具」は、従来の安全帯から②を除いたものとなります。

**(2)「墜落制止用器具」はフルハーネス型が原則となりました。**

ただし、フルハーネス型の着用者が墜落時に地面に到達するおそれがある場合（高さが6.75メートル以下）は「胴ベルト型（一本つり）」を使用できます。

**(3)特別教育が義務付けられました。**

具体的には、高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務（ロープ高所作業に係る業務を除く。）に労働者をつかせるときは、特別教育を行うことが必要です。

# 安全帯が「墜落制止用器具」に変わります！

～ 安全・安心な作業のため、適切な器具への買い換えをお願いします ～

厚生労働省は、建設業等の高所作業において使用される「安全帯」について、以下のような改正を行うとともに、安全な使用のためのガイドラインを策定しました。

## 今回の改正等のポイント

### 1. 安全帯を「墜落制止用器具」に変更します (安衛令(注1)の改正)

「安全帯」の名称を「墜落制止用器具」に改めます。  
「墜落制止用器具」として認められる器具は以下のとおりです。

	安全帯	→	墜落制止用器具
①	胴ベルト型（一本つり）	⊖ → ⊕	胴ベルト型（一本つり）
②	胴ベルト型（U字つり）	✕ → ✕	✕
③	ハーネス型（一本つり）	⊖ → ⊕	ハーネス型（一本つり）

②には墜落を制止する機能がないことから、改正後は①と③のみが「墜落制止用器具」として認められることとなります。

※ 「墜落制止用器具」には、従来の安全帯に含まれていたワークポジショニング用器具であるU字つり用胴ベルトは含まれません。なお、法令用語としては「墜落制止用器具」となりますが、建設現場等において従来からの呼称である「安全帯」「胴ベルト」「ハーネス型安全帯」といった用語を使用することは差し支えありません。

### 2. 墜落制止用器具は「フルハーネス型」を使用することが原則となります

(安衛則(注2)、構造規格(注3)の改正、ガイドライン(注4)の策定)

墜落制止用器具はフルハーネス型が原則となりますが、フルハーネス型の着用者が墜落時に地面に到達するおそれのある場合（高さが6.75m以下）は「胴ベルト型（一本つり）」を使用できます。



### 3. 「安全衛生特別教育」が必要です

(安衛則・特別教育規程(注5)の改正)

以下の業務を行う労働者は、特別教育（学科4.5時間、実技1.5時間）を受けなければなりません。

- ▶ 高さが2m以上の場所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務（ロープ高所作業に係る業務を除く。）

(注1)労働安全衛生法施行令 (注2)労働安全衛生規則 (注3)墜落制止用器具の規格 (注4)墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン (注5)安全衛生特別教育規程

事業者の皆さまは、このリーフレット等を参考に、安全・安心な作業環境、ルールづくりを徹底してください。作業員の皆さまも、定められたルールに従い、適切な器具の使用をお願いいたします。

政令等の改正について P 2 ~

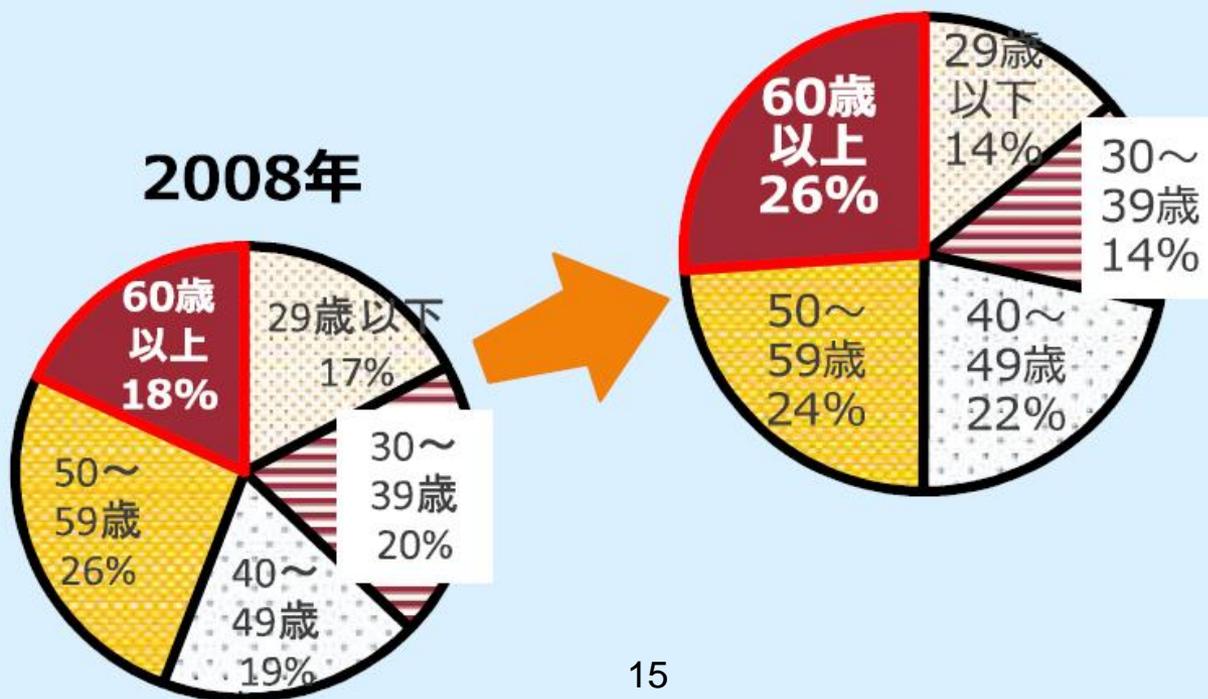
ガイドラインについて P 4 ~

## 5 高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン (エイジフレンドリーガイドライン)の策定(2020年3月)

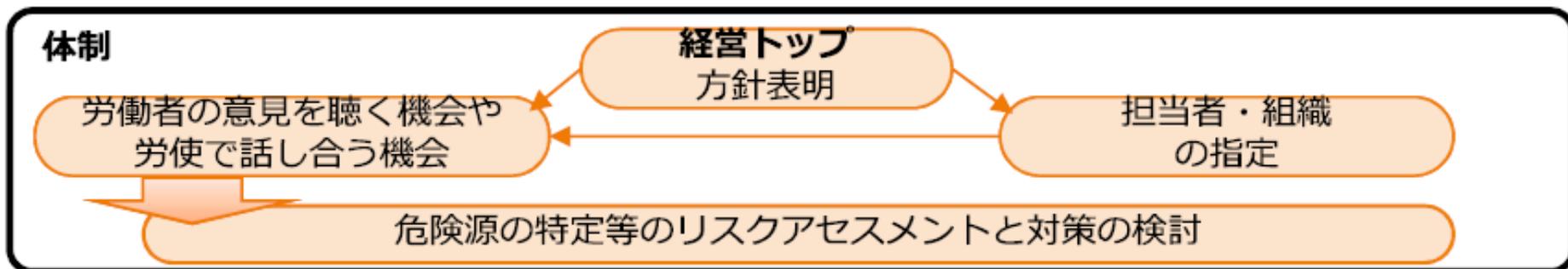
高年齢労働者の就労が一層進み、労働災害による休業4日以上の死傷者のうち、60歳以上の労働者の占める割合が増加すると見込まれる中、高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境の実現に向け、事業者や労働者に取組が求められる事項を取りまとめたガイドラインが策定されました。

### <年齢別死傷災害発生状況(休業4日以上)>

2018年



# エイジフレンドリーガイドラインに基づく 事業場における安全衛生管理の基本的体制と具体的取組の体系



**具体的取組**

		予防	把握・気づき	措置
場のリスク	安全衛生教育	身体機能を補う 設備・装置の導入 (本質的に安全なもの)	危険箇所、危険作業 の洗い出し	身体機能を補う 設備・装置の導入 (災害の頻度や重篤度を低減させるもの)
		メンタルヘルス対策 (セルフケア・ラインケア等)	ストレスチェック ①個人、②集団分析	職場環境の改善等のメンタルヘルス対策
		健康維持と体調管理	作業前の体調チェック	働く高齢者の特性を考慮した作業管理
	人のリスク	運動習慣、食習慣等の 生活習慣の見直し	健康診断	健診後の就業上の措置 (労働時間短縮、 配置転換、療養のための休業等)
		体力づくりの 自発的な取組の促進	安全で健康に働く ための体力チェック	健診後の面接指導、保健指導
			体力や健康状況に適合する業務の提供	
			低体力者への体力維持・向上に向けた指導	

# エイジフレンドリーガイドラインに基づく具体的取組

## 1 事業者求められる事項

### (1) 安全衛生管理体制の確立

### (2) 職場環境の改善

- ① 身体機能の低下を補う設備・装置の導入(主としてハード対策)
- ② 高年齢労働者の特性を考慮した作業管理(主としてソフト対策)

### (3) 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

- ① 健康状況の把握
- ② 体力の状況の把握
- ③ 健康や体力の状況に関する情報の取扱い

### (4) 高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

- ① 個々の高年齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた措置
- ② 高年齢労働者の状況に応じた業務の提供
- ③ 心身両面にわたる健康保持増進措置

### (5) 安全衛生教育

- ① 高年齢労働者に対する教育
- ② 管理監督者等に対する教育

## 2 労働者に求められる事項

生涯にわたり健康で長く活躍できるようにするために、一人ひとりの労働者は、事業者が実施する取組に協力するとともに、自己の健康を守るための努力の重要性を理解し、自らの健康づくりに積極的に取り組むことが必要です。

# 6 その他の教育内容の具体例

足場を使用する事業者・建設業などの元請事業者の皆さまへ

## 足場からの墜落防止のための措置を強化します

改正労働安全衛生規則を 27年7月1日から施行

建設現場などで広く使用される足場からの墜落・転落による労働災害が多く発生しています。

厚生労働省では、足場を安全に使用していただくため、足場に関する墜落防止措置などを定める労働安全衛生規則を改正し、足場からの墜落防止措置\*を強化しました。平成27年7月1日から施行します。

\*一部規定については架設通路、作業橋台も対象に含まれます。

### <改正のあらまし>

#### 1 足場の組立てなどの作業の墜落防止措置を充実 ▶P2

- ◆足場材の繋結などの作業を行うときは幅40cm以上の作業床を設置してください。
- ◆安全帯取付設備を設置し、労働者に安全帯を使用させてください。

#### 2 足場の組立てなどの作業に特別教育が必要 ▶P3

足場の組立て、解体または変更の作業に特別教育が必要になります。

#### 3 足場の組立てなどの後は注文者も点検が必要 ▶P4

建設業、造船業の元請事業者等の注文者は、足場や作業橋台の組立て・一部解体・変更後、次の作業を開始する前に足場を点検・修理してください。

#### 4 足場の作業床に関する墜落防止措置を充実 ▶P5

- ◆床材と建地との隙間は12cm未満としてください。
- ◆作業の必要上、足場や架設通路、作業橋台から臨時に手すりなどを取り外す場合は、関係労働者以外の立入を禁止し、作業終了後は直ちに元に戻してください。

#### 5 鋼管足場（単管足場）に関する規定の見直し ▶P7

鋼管足場の建地の最高部から測って31mを超える部分の建地は、鋼管を2本組とすることとしていましたが、建地の下端に作用する設計荷重が最大使用荷重を超えないときは、その必要はありません。

改正「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」 ▶P7

ロープ高所作業を行う事業者の皆さまへ

## 「ロープ高所作業」での危険防止のため労働安全衛生規則を改正します

施行日は平成28年1月1日 但し、特別教育の施行日は平成28年7月1日

- 高所で作業を行う場合には、墜落による労働者の危険を防止するため、高さ2メートル以上の場所では作業床の設置を義務づけています。(安衛則第518条第1項)しかし、作業床の設置が困難なところでは例外的にロープで身体を保持する「ロープ高所作業」を用いざるを得ない場合もあります。
- 過去には、ビルの外装清掃やのり面保護工事などで行われるロープ高所作業で、身体を保持するロープの結び目がほどけたり、ロープが切れたりすることなどによって墜落する労働災害が発生しています。
- このため、今般、労働安全衛生規則を改正し、「ロープ高所作業」を行う場合、ライフライン設置、作業計画の策定、特別教育の実施などが新たに義務づけられました。



### 「ロープ高所作業」とは

高さが2メートル以上の箇所であつて作業床を設けることが困難なところにおいて、昇降器具を用いて、労働者が当該昇降器具により身体を保持しつつ行う作業(四十度未満の斜面における作業を除く。)(安衛則第539条の2より)

- ※ 昇降器具…労働者自らの操作により上昇し、又は降下するための器具であつて、作業箇所の上にある支持物にロープを繋結してつり下げ、当該ロープに身体保持器具を取り付けたもの
- ※ 身体保持器具…労働者の身体を保持するための器具

### ロープ高所作業における労働災害の発生状況

▶ロープ高所作業における過去6年の死亡者数は24人

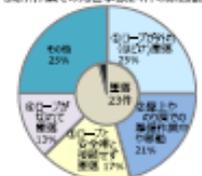
	21年	22年	23年	24年	25年	26年	合計
ビルメンテナンス業	0	5	1	1	2	4	13
建設業	4	0	2	1	2	2	11
死亡者数 合計	4	5	3	2	4	6	24

(出典：死亡災害報告)

死亡災害の要因内訳 9.6%が「墜落」によるもの

(高所作業での死亡事故24件の原因割合)

- ① 作業中に支持物（繋結元）からロープが外れ（ほどけ）墜落
- ② 屋上やのり面での準備作業中や移動中に墜落
- ③ 作業中にロープと安全帯との接続を外して（接続せず）墜落
- ④ 作業中にロープが切れて墜落
- ⑤ 作業中にロープの支持物（繋結元）ごと墜落
- ⑥ 安全帯（フック）が壊れたものを使用して墜落
- ⑦ ロープが短くなったことから下向時に墜落
- ⑧ その他



ご視聴ありがとうございました。

引き続き、「B 1 事業場における  
安全衛生活動」の講座をご視聴くだ  
さい。